

2010年2月1日

お客様各位

内外トランスライン 株式会社

北米向け I.S.F (Import Security Filing) 本格施行のお知らせ

拝啓、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、題記につきまして、CBP (米国税関及び国境警備局)による新規制、I.S.F (通称"10+2")の本格実施が2010年1月26日より始まっております。

CBPによりますと、本格実施は段階的になされ、今年第二四半期までは罰金の課徴は伴いませんが、未申告・申告遅れ・不完全な申告等の申告違反に関し注意文書が出され、貨物 HOLD, 追加検査等となる可能性がございます。第三四半期以降は罰金(最大5,000ドル)を伴う厳格適用となりますのでご注意ください。

この新規制に関しては、本来米国側の Consignee 様もしくはその代理人(ハウスブローカー)に義務付けられた規制ではありますが、下記の様なケースで Consignee 様が貿易に不慣れで固定のハウスブローカーをお持ちでない場合等、米国側での申告手続きを、弊社アメリカ現地法人 "NTL NAIGAI TRANS LINE (USA) INC." が代行する事も可能です。

詳しい内容に関しては、最寄の各支店営業までお問合せ下さい。

1. 引越し貨物 : 船積み時に、荷主様が渡米前・帰米前のため、ISFの手続きを行う業者、代理人様が米国側にご不在の時。又は、引越し業者を利用されているものの、その業者が米国側に代理店がなく、個人様が米国側での手配を行う必要がある時。
2. 贈与品 : 現地 Consignee 様が、法人団体や慈善団体等で、直接米国側の手配を行うご担当者様にご不在の時。

敬具

| | | | |
|-------|--------------------|-------|--------------------|
| 本社 | TEL : 06-6260-4706 | 神戸支店 | TEL : 078-332-0040 |
| 横浜支店 | TEL : 045-226-2051 | 東京支店 | TEL : 03-3276-7317 |
| 名古屋支店 | TEL : 052-232-7730 | 広島営業所 | TEL : 082-250-4470 |
| 門司営業所 | TEL : 093-322-1420 | 福岡営業所 | TEL : 092-436-4480 |